

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	181,077 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,223,534 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	125,925	6,751	1,300	41,024	11,999	64,851
	障害者福祉事業	370,805	248,608	0	3,517	18,531	100,149
	児童福祉事業	690,477	249,638	196,310	29,987	33,499	181,043
	母子福祉事業	16,345	4,695	0	8,200	539	2,911
	小計	1,203,552	509,692	197,610	82,728	64,568	348,954
社会保険	介護保険事業	254,261	17,222	0	0	37,012	200,027
	国民健康保険事業	117,311	66,230	0	0	7,976	43,105
	後期高齢者医療事業	307,610	57,459	0	0	39,059	211,092
	小計	679,182	140,911	0	0	84,047	454,224
保健衛生	健康増進事業	1,128	248	0	0	137	743
	病院事業	274,341	0	59,800	45,515	26,392	142,634
	疾病予防事業	47,303	207	0	17,601	4,605	24,890
	医療提供体制確保事業	18,028	1,710	2,900	4,911	1,328	7,179
	小計	340,800	2,165	62,700	68,027	32,462	175,446
合計		2,223,534	652,768	260,310	150,755	181,077	978,624

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。